

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 6 回臨時会

8 月 12 日 開会・閉会

富岡町議会

令和2年第6回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 8月12日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会 (午前 9時00分)	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○報告第12号 専決処分の報告について	4
○報告第13号 専決処分の報告について	6
○議案第59号 工事請負契約について	9
○閉会の宣告	11
閉 会 (午前 9時45分)	11

第 6 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第6回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和2年8月12日(水) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 報告第12号 専決処分の報告について
日程第5 報告第13号 専決処分の報告について
日程第6 議案第59号 工事請負契約について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君

税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課 主任兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小林元一
議席 事務局係長	猪狩英伸
議席 事務局主任	杉本亜季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。令和2年第6回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、ご挨拶を申し上げますとともに、招集の理由を申し上げます。

昨年7月31日に福島第二原子力発電所の廃炉が決定されてから1年が経過いたしました。本年5月に東京電力が廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出するなど、この間、第二原発全基廃炉に向けた動きが加速されつつあります。我々は、今後も廃炉に係る全ての事項をしっかりと確認させていただき、町民皆様に分かりやすくお伝えするために、より詳細で丁寧な説明を東京電力に求めてまいらなければならないと考えますので、議員各位のご協力を改めてお願いいたします。

また、昨年9月の定例議会において、私は、原子力発電所の立地による地域のにぎわいや活力に代わる機能の創出に全力を挙げ、取り組んでまいらなければならないと訴え、このことを念頭に、さきの定例議会においても、国際教育研究拠点の本町への立地を力強く進めたいとも訴えました。我々は、地域の中核としての本町の役割をしっかりと果たしてまいるために、何としても国際教育研究拠点機能を本町に確保しなければなりません。

本町は、双葉地域の中心にとどまらず浜通りの中心に位置し、他地域との往来や交流の結節点であり、道路、上下水道をはじめとするライフラインが充実し、社会インフラが集積されるとともに、既に立地する廃炉環境国際共同研究センターなどと連携しやすい環境にあります。また、歴史的にも盛んに人々が交流し、他地域からの往来や移住が続いていた町であり、何よりも、世界に目を向けた教育の姿勢を醸成する研究機関への住民理解がある町であります。このように本町は、地域の復興、創生、そして新たな地域発展モデルの礎となる国際教育研究拠点の立地に高いインセンティブを持っており、加えて、研究者や学生など国際教育研究拠点に集う方々を積極的に受け入れる閉鎖的ではない地域土壌を持っております。

私は、学びは人を育て、技術は生活を豊かにする。学び得た知識と技術は、決して失うことはないとの思いを基に、本町が国際教育研究拠点の効果を福島県全体へ円滑に波及させることができる町であると訴え、本町への立地に力強く取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ町民皆様のご理解とご協力、そして力強い後押しを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会では、曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2などに係る専決処分の報告についての2件をご報告するとともに、曲田都市計画街路4号線整備工事の仮契約が調いましたので、工事請負契約についての議案を1件提出するもので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶と臨時会招集の理由といたします。

○報告第12号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、報告第12号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 報告第12号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和2年3月4日町議会の議決を受けた曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、報告第12号 専決処分の報告について、内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただきます専決第12号は、工事請負契約の一部変更についてであります。報告第12号別紙、専決第12号専決処分書を御覧ください。今回の専決処分は、本年3月4日、第2回定例会で議案第12号 工事請負契約の変更について議会の議決をいただき、進めておりました曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2に係る工事請負契約の一部変更であり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

工事請負契約の一部変更の内容としましては、3の契約金額中の1億7,589万円を1億7,739万2,600円に変更するものであります。

資料1ページ、報告第12号別紙資料を御覧ください。工事の番号、名称は、第3-2-1号、曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2であります。請負者は、株式会社高葉建設です。

契約金額が変更となった主な要因につきましては、資料右下、4、変更内容のとおり、軽量盛土量の精査によるものであります。

図面左側、1、計画平面図を御覧ください。軽量盛土と路体盛土の収まりについて設計精査を行った結果、軽量盛土の施工延長を若干変更する必要が生じたため、路体盛土量が減となったものの、軽量盛土量が増となったこと、また軽量盛土工の上部の防護柵設置の延長も増となったことに伴い、工事請負金額に変更が生じたものであります。

なお、これらの変更に伴う本工事請負契約の変更については、現工種に変更はなく、請負金額が150万2,600円の増額、増額率約0.85%かつ500万円以下であったため、町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、本工事につきましては本年6月26日に竣工しております。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第13号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 報告第13号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和2年6月18日町議会の議決を受けた曲田都市計画街路4号線築造工事（5工区）に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものです。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、報告第13号 専決処分の報告について、内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただきます専決第13号は、工事請負契約の一部変更についてであります。報告第13号別紙、専決第13号専決処分書を御覧ください。今回の専決処分は、本年6月18日、第5回議会定例会で議案第55号 工事請負契約の変更について議会の議決をいただき、進めておりました曲田都市計画街路4号線築造工事（5工区）に係る工事請負契約の一部変更であり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

工事請負契約の一部変更の内容としましては、3の契約金額中の2億683万4,100円を2億841万400円に変更するものであります。

資料3ページ、報告第13号別紙資料を御覧ください。工事の番号、名称は、第3-2-16号、曲田

都市計画街路4号線築造工事（5工区）であります。請負者は、株式会社高葉建設です。

契約金額が変更となった主な要因としましては、資料右下、4、変更の内容のとおり、上水道の引込み、撤去工事及び水道使用料の精査に伴う工事数量の増によるものであります。

図面左側、1、計画平面図を御覧ください。赤着色箇所が地盤改良として中層混合処理を行ったエリアであり、本工法の改良材である液状のセメントを現場プラントで調整するため、青丸の箇所より給水管を取り出し、プラントに供給したものであります。当初においては隣接敷地からの給水を計画しておりましたが、水圧不足等により、上水道本管からの直接取り出しが必要となったため、これを追加指示しておりました。今回の工事内容の変更は、本供給管の取り出し、撤去費と水道使用料の精査ができたことより、これを計上したものであり、工事請負金額が157万6,300円増額となったものであります。

本工事請負契約の変更に関しましては、請負金額の増額率約0.76%かつ500万円以下であったため、町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、本工事につきましては本年7月29日に竣工しております。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 駅前地区もすばらしい状況になってきております。担当課、ご苦労様です。

今の中身なのですが、議案には私問題ないと思うのですが、今の中身についてちょっとお聞かせください。水の料金というのは当初の請負代金に含まれているのかなと私は思うのですが、ただ水圧が低いために本管から新たに引き出しをしたと、取り出しをしたという部分についての工事費は、それは増額で問題ないと思うのですが、これ水道料、水代を含んでいないとすれば、いろんなもろもろの工事にも水代抜けているのですか。工事費に入っていないのですか。多分これも水代に関しては工事費に私は入っているのかなと思っているのですが、その辺の中身はどうなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

取り出しにつきましては、隣のところからホースで供給する予定でございましたが、水量については、発注時ではどのくらいの濃度になるかというのは想定つきませんでしたので、当初設計からは抜かしておりました。ただし、特記仕様書等で精査により計上するということを明記しておりましたので、今回このような形で変更となったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 工事の工種で、私、水代を抜いておいたというのは、初めて特記仕様についているということなのですが、今の課長の答弁は、そういうことは私はあり得ないと思うのですが、その特記仕様を提示してくれます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ただいま手元に書類がございませんので、今用意するか、あと提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今まで私もかなりの年数こういうところに携わっていますけれども、水代が含まれていなかった、水代はどれだけかかるか工事から特記で抜いておいたというのは、ちょっと私理解できないのです。金額は微々たるものだと思います。だから、これ、いいよと言えばいいよと言えるような単価だと思いますが、今後も工事にそういうことが出てくるとすれば、いろいろ問題が生じるのかなと思いますので、ちょっと出してください。

○議長（高橋 実君） 後ほどでいいですか。

○9番（渡辺三男君） いや、今。

○議長（高橋 実君） では、暫時休議します。

休 議 （午前 9時23分）

再 開 （午前 9時34分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ただいま休議中に配付しました資料の説明を都市整備課長から説明させます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お時間をいただきましてありがとうございました。申し訳ございませんでした。

今お手元に配付させていただきましたのが今回の専決処分を行った都市計画街路4号線築造工事（5工区）の特記仕様書になります。この特記仕様書の一番最後のページを見ていただきたいと思います。7、その他ということで、4）、中層混合処理に使用する注入配合水、機器洗浄等に用いる上水道については、使用水量が確定後、設計変更対象とする。これは、土木工事標準積算基準1の2の2の⑩、34によるということで特記仕様で書いております。この項目につきましては、特記仕様書のこの項目につきましては、積算基準書の中で注入材配合水、機器が洗浄等に用いる上水道等、必要な場合は別途計上するということになっておりましたので、これに基づいて、この特記仕様書に基づいて、確定した段階で今回計上したものでございます。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 特記仕様、その他で見させていただきました。本来であればセメント混合、水とセメント何対何で混ぜ合わせろという数字が出ていると思うのです。特記仕様で、特記で抜く必要はなかったのかなと思うのですが、これだけ細かく担当課が目配り、気配りができていたのかなと思います。そういうことで、私も初めてそういう部分、特記で抜いたなんていうことを初めて知りま

したので、今後とも入札時にそういうことを言っていただければ皆さんに分かるかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第59号 工事請負契約について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、議案第59号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第59号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、曲田都市計画街路4号線整備工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第59号 工事請負契約の締結について、内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約は、道路新設改良事業における曲田都市計画街路4号線の整備工事であります。財源は、福島再生加速化交付金であります。

資料5ページ、議案第59号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第20-1303-15093号、曲田都市計画街路4号線整備工事であります。工期は、着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和3年3月30日としております。工事請負代金は、消費税を含め1億3,530万円であります。請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

なお、6ページには本契約の特約条項を、7ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料9ページ、議案第59号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要に

なります。資料左上、1、計画平面図を御覧ください。工事箇所は、大字仏浜字釜田地内、JR富岡駅南側の跨線橋を含む整備中の曲田都市計画街路4号線の一部であり、施工延長340メートル、赤着色の箇所になります。

次に、資料下段、2、標準断面図と資料右側、3、工事概要を御覧ください。今回の工事は、昨年度の繰越明許工事までに施工した跨線橋及び道路盛土部の仕上げ工事であります。工事の内訳としましては、橋面舗装工約1,000平方メートルをはじめ、道路盛土部の整形、のり面の安定処理、側溝、ガードレールなどの構造物の設置と舗装であり、この工事により、富岡駅前から県道広野小高線への延長約340メートルの道路を完成させるものであります。

次に、工事工程についてでございますが、資料右下、4、工事工程のとおり計画しており、契約締結後に請負者と詳細な工程打合せを行い、安全を第一に、工期内の完成を目指してまいりますので、議員皆様のご理解よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。内容というよりは、今回、町道部完成年度内というところを目標とされると思うのですが、これ県道部との兼ね合いはあると思うのですが、供用開始についてはどの辺りを目標にされているのか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

現在、県道のすりつけ部との調整を行っており、県道とも年度内の完成を目指すというところでは一致しているところでございます。年度内に完成し、来年度早々には供用開始できるものと思っております。それに向けて、私たちも県も一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。
これにて令和2年第6回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時45分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明